

「スポーツ応援プロジェクト“みやもと”基金」

第8回奨学生 募集要項

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
スポーツ応援プロジェクト“みやもと”基金

1. 目的

平成30年8月、故・宮本良一様から贈呈された寄付金により、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会に「スポーツ応援プロジェクト“みやもと”基金」を設置した。

本基金は、スポーツの才能があり優秀な成績を上げているが経済的な理由で進学をあきらめている子どもたちに、返還する必要のない奨学金を給付することで、その夢を応援し、併せて県内のスポーツの振興を図るものである。

2. 奨学生の資格

この奨学金の給付を受けることが出来る者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 県内に住所を有する者の子であること。

なお、父及び母がともにいない場合は、その子が県内に住所を有すること。

(2) 経済的理由により修学が困難と認められること。

(3) 徳島県内の高等学校の生徒で、スポーツ界で活躍することを目的に高校を卒業後、学校教育法に定める大学へ進学する者、または、徳島県内の中学校の生徒で、スポーツ界で活躍することを目的に中学卒業後、高等学校へ進学を予定している者。

もしくは、徳島県内の高等学校（特別支援学校高等部含む）の障がいがある生徒で、スポーツ活動に取り組みながら大学への進学を予定する者、または徳島県内の中学校（特別支援学校中学部含む）の障がいがある生徒で、スポーツ活動に取り組みながら高等学校（特別支援学校高等部含む）への進学を予定する者。

(4) 原則として他機関から奨学金を受けないこと。

ただし、次にあげる奨学金制度等の利用は除くものとする。

① 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

② その他、利用期間が一時的またはその奨学金が少額と判断したもの

なお、競技種目は、原則、公益財団法人日本スポーツ協会加盟種目及び野球とする。

3. 奨学金の額及び給付期間

- (1) 奨学金の額は、大学生は、原則、入学金、授業料、住居費、生活費等として年額60万円を限度とし、高校生（特別支援学校高等部含む）は、入学金、授業料、住居費、生活費等として年額36万円を限度とし、年2回に分けて給付する。
- (2) 奨学金の給付期間は、進学した学校の1年次から最短の卒業年次までとする。

4. 申請に必要な書類

- (1) 「スポーツ応援プロジェクト“みやもと”基金」奨学生本人申込書
(別添 第1号様式1、2)
- (2) 同一生計を営む家族全員の住民票（世帯主、続柄等すべて記載されたもの）
- (3) 所得証明書（市町村長が発行する最新の所得証明書）
※所得証明書の写し及び源泉徴収票は不可。
※同一生計を営む家族全員（就学前、修学中の方は除く。）の証明書。所得が0円でも必要。
※本年度に転職や退職等の理由により収入が減少している場合は、別途収入を証明する書類を添付することで応募可能。
- (4) 在学する学校長の推薦状（様式自由、参考様式添付）
- (5) 所属する団体の長及びスポーツ指導者等の推薦状（様式自由、参考様式添付。
なお、競技大会の賞状や新聞の切り抜きがあればA4版コピーに整理し提出すること）
- (6) 成績証明書（在学する学校が発行する学業の証明書）
- (7) 健康診断書
- (8) 学校・学科名、修学内容、所在地、授業料等が確認できる入学志望校の案内書
- (9) 日本学生支援機構以外の奨学金を併用して受ける予定の場合、その奨学金の内容がわかる書類
- (10) その他、本会が必要と認める書類

5. 申請の締切

令和7年12月23日（火）午後5時まで。（郵送の場合は、当日消印有効とする。）

6. 選考方法

本会が委嘱する運営委員会で書類審査の後、面接審査を行い、決定する。

面接審査に欠席した場合は、応募を辞退したとみなす。

なお、本会への審査結果及び審査理由等の問い合わせには応じられない。

また、応募書類は返却しない。

7. 決定通知

令和8年3月末までに、本人及び学校長宛てに選考の内定結果を通知する。
大学、高等学校への入学をもって正式な給付決定とする。

8. その他

「経済的理由により修学が困難」とする基準は、令和8年度徳島県奨学生事前募集の手引きに準じる。

世帯の総所得(※)から特別控除額(別表)を引いた額が、次の認定所得基準表に記載の金額以下になる場合のことをいう。

認定所得基準表

(単位：万円)

世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
総所得	261	326	379	431	489	554	620

※世帯の総所得：所得証明書記載の個々の所得の合計額であり、収入額(年収)ではありません。

9. 事務局(申請書類の提出・問い合わせ先)

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 とくしまボランティア推進センター

〒770-0873

徳島市東沖洲2-14 とくしま県民活動プラザ内

TEL: 088-664-8211 FAX: 088-664-5345

Mail: tokuvc@tokuvc.jp

(別表) 特別控除額表

	特別の事情	特別控除額			
1	母子・父子世帯であること	99万円			
2	就学者のいる世帯であること (申請者本人の控除も右表に準じて行う)	小 学 校	31万円		
		中 学 校 (中等教育学校前期課程)	46万円		
				自宅通学	自宅外通学
		高 等 学 校 (中等教育学校後期課程)	国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
		高等専門学校 (1～3年次)	国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
		高等専門学校 (4・5年次)	国・公立	43万円	72万円
			私 立	87万円	116万円
		大学 ・ 短大	国・公立	74万円	121万円
			私 立	133万円	180万円
		専 修 学 校	高等課程 国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
		専 修 学 校	専門課程 国・公立	36万円	81万円
			私 立	102万円	147万円
3	障がい者のいる世帯であること	障がいのある人1人につき 99万円			
4	長期療養者のいる世帯であること	療養のために経常的に特別な支出をしている年間金額			
5	主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のために特別に支出している年間金額 (ただし、71万円を限度とする)			
6	火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常的な生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額			